

認定事例

(災害補償課)

規律訓練において整列時に意識を消失した事案 (公務外)

1 災害を受けた者

A県B市消防団員(30歳)

2 職業

農業

3 災害発生日

平成23年4月13日

4 傷病名

心室細動

5 災害発生状況

午前3時半に起床。午前4時20分に詰所へ徒歩で到着。午前4時25分に訓練会場に向けて出発。午前4時50分頃到着し、午前5時10分に訓練開始のため指揮者が集合、整列の号令をかけ、整列した際、急に意識を失いその場に倒れた。

6 参考

(1) 発症前の活動

発症前日にも発症日と同様の早朝規律訓練に参加(午前6時まで)。また、3日前と約1月前に機械器具点検に従事(午前7時～午前8時)。

(2) 本人の身体的状況

- ・身長 175cm、体重 71kg
- ・ビール 2日に1本程度、
コーヒー 1杯/日

(3) 当日の天気

霧雨 気温 9.2℃、湿度 88%

【説明】

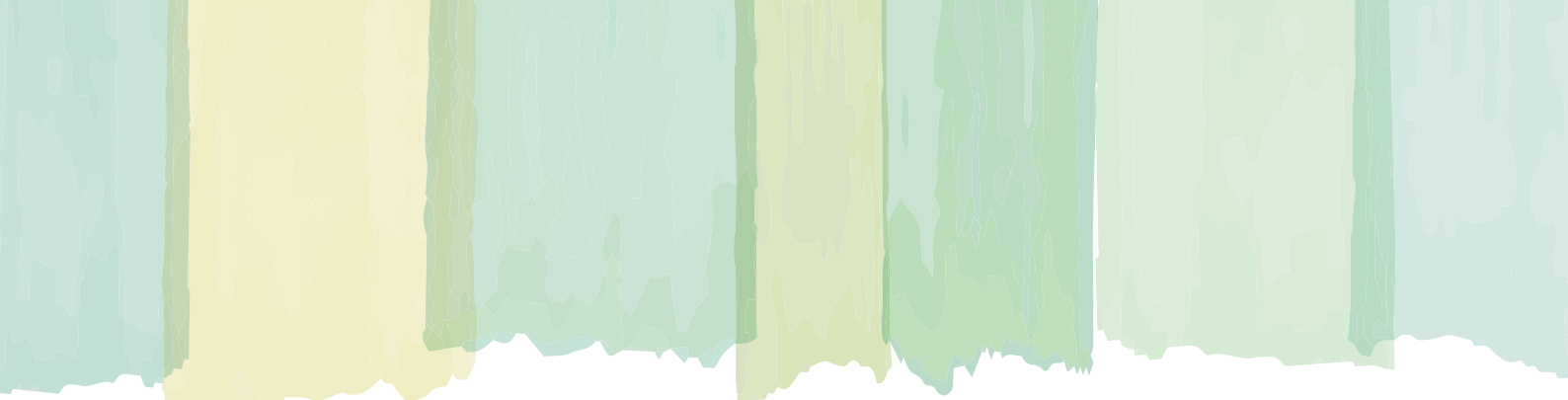
虚血性心疾患等の疾病を発症した場合においては、負傷と異なり、一般にその発症原因が外面的に明らかではないため、公務上外の認定にあたっては、公務起因性の有無が主要な判断要素となる。

疾病はその発症原因として、被災者が有していた血管病変(高血圧、動脈硬化等)等が関与している場合が多いため、公務起因性は「公務と疾病との間に相当因果関係が医学経験則上認められるか否か」によって判断されることとなる。

その結果、発症させたと考えられる要因のうち、「公務による肉体的・精神的な過重負荷」があつて、「公務に関連した異常な出来事」又は「公務による疲労の蓄積」が、医学経験則上、血管病変等に比して有力な発症原因となり、加齢又は一般生活における自然経過を超えて著しく増悪させ発症させたものと認められる(公務との相当因果関係が認められる)場合に限り、公務上の疾病として取り扱われる。

これらを踏まえ考えると、発症当日の被災者の行動は、午前3時半に起床し、自宅から100m先の消防団詰所まで徒歩で参集し、消防車両にて訓練会場に行き、訓練開始の整列の号令によって突然倒れるといった内容であるが、この一連の動作には、肉体的・精神的な過重負荷はなかったものと考えられる。

また、血管病変等の本人の素因として、遺伝性の疾患である「ブルガダ症候群」であることが診断によって明らかになっているが、これによって不整脈が起こった結果、本件の心室細動に至ったものと考えられ、かつその不整脈の発生は、早朝の起床、睡眠不足、運動負荷等によって影響を受けるようなものではないことからし



でも、本件発症については、本人が有していたブルガダ症候群によって、訓練で整列したときに偶発的に心室細動を発症した者と考えるのが妥当であるものと考えられる、との医学的知見を得た。

以上の状況を総合的に評価すると、本件の災

害（心室細動）については、公務による明らかな過重負荷があったものとは認められず、本人の有する血管病変等が自然的経過により発症したものと考えるのが妥当であり、公務との相当因果関係が認められないため、公務上の災害に該当しないものと判断した。